南あわじ市「地域おこし協力隊員」募集要項

南あわじ市では、日本一の玉葱や乳製品に代表される農畜産業、鯛やハモ、フグなどの漁業や海産業のほか地場産業である淡路瓦の生産や国内最高級の淡路手延素麺の製造が盛んです。また、淡路人形浄瑠璃に代表される歴史と文化の豊かな地域でもあります。

しかしながら、人口減少・少子高齢化が進む中、地域力の低下、将来において地域 産業(農林水産業、地場産業等)の労働力不足や担い手不足、さらに地域コミュニティ(自 治会等)の存続が懸念されています。

そこで、都市部の意欲ある人材を積極的に受け入れ、定住・定着を図り、地域力の維持・強化に資するため、次のとおり「地域おこし協力隊員」を募集します。

地域の住民とともに地域活性化や地域活動に積極的に取り組み、その活動を通じて、市内での起業・就業を目指す意欲あふれる方々の応募をお待ちしています。

1 募集人員

南あわじ市地域おこし協力隊員 1人

活動内容:農産物の多品目栽培、淡路島産品の地産地消の推進・支援に関する

活動

活動拠点:食の拠点施設情報発信棟(南あわじ市八木養宜上1408番地)

2 募集条件

- (1) 現在、都市地域等<u>(条件不利地域以外)</u>に在住し、採用後、市内に住民登録を 異動できる方。なお、既に市内に住民登録のある方は、対象外となります。
 - ※ 地域要件及び条件不利地域については、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表 (PDF)」を参照してください。

(URL https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)

- (2) 総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」第3対象(1) ④に該当する方(URL https://www.soumu.go.jp/main_content/000799726.pdf)
- (3)地域の活性化に意欲があり、かつ、地域住民の一員として協働する意思があり、協調性のある方
- (4) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる方
- (5) 普通自動車運転免許を有している方
- (6) パソコン (ワード、エクセル、インターネットなど) の一般的な操作ができる 方
- (7) 任用期間の終了後、南あわじ市内に定住及び定着をする意思がある方
- (8) 地方公務員法に基づく以下の欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの者

- ・南あわじ市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊 することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 遵守事項

地域おこし協力隊は、地方公務員となり、地方公務員法に定める以下の「服務に関する規定」が適用されます。違反した場合には「懲戒処分」の対象となります。

- (1) 服務の宣誓(地方公務員法第31条)
- (2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)
- (3) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- (4) 秘密を守る義務(同法第34条)
- (5) 職務に専念する義務(同法第35条)
- (6) 政治的行為の制限(同法第36条)
- (7) 争議行為等の禁止(同法第37条)
- (8) 営利企業への従事等の制限(同法第38条)
- ※ 地域おこし協力隊は、地方公務員のうちパートタイム会計年度任用職員となるため、事前に営利企業等従事届を市長に提出することにより、活動の妨げにならない範囲で副業可能となります。

4 業務概要 (活動内容/分野)

隊員は市内に在住し、市長の指揮監督により、次のような業務(現場作業あり) を行います。

農産物の多品目栽培、淡路島産品の地産地消の推進・支援に関する活動

■業務概要

- ・地域の一員として地域活動へ参加するとともに、消費者や飲食店等のニーズを調査 し、農産物の多品目栽培への取り組みを推進すると共に、地産地消の推進につなが る業務を行う。
- (1) 野菜、果物等の多品目栽培の推進、支援
 - ・消費者や飲食店等のニーズ調査
 - ・多品目栽培の生産者への呼びかけ、野菜の栽培、マッチング等
 - ・レシピ紹介等による多品目野菜の認知度アップ・需要喚起
- (2) 淡路島産品の地産地消の推進
 - ・地産地消を普及、浸透させる活動、PR
 - ・農畜水産物直売所『美菜恋来屋』と連携して特産品(野菜、肉、魚、乳製品等)

の紹介等による地元食材消費推進、店内外での試食イベント、食育イベント開催など

- (3) 南あわじ市(淡路島)の食材、地域、人、料理など「食の魅力」を情報発信
 - ・SNS (YouTube を含む)、ホームページ等で淡路島産の農畜水産物、郷土料理、 生産現場などの情報を発信し、観光客などに淡路島の食の魅力をPRする。
- (4) 地域行事等コミュニティ活動の支援に関する活動
 - ・地域行事等コミュニティ活動への参加、支援
 - 都市地域等との交流支援、情報発信活動
 - ・新たなイベントの企画、実施

◇3年後(卒隊後)の目標例

3年間の活動を通じて蓄積した知識や人・地域、観光、商工業界等との繋がりを 活かして、

- 例1) 自身で売る力を持った新規就農者として農業に取り組み、野菜・果物など を出荷する
- 例2) 野菜・果物を使った加工品開発、製造、販売(移動販売等)
- 例3) 野菜・果物 (規格外等の物を含む) を使ったメニューを作り、飲食店経営
- 例 4)淡路島の食の魅力を知り尽くした YouTuber、動画編集事業者、観光関連事業者
- ※ 上記は想定事例となります。同業種への就業を強制するもの、又確約する ものではございません。あらかじめご承知おきください。

5 任用期間

令和6年8月1日(予定)から令和7年3月31日まで (市長が必要と認めるときは、上記期間を含め、最長で3年まで更新する場合が あります。任用の更新や取消については、勤務態度や活動内容等により随時判 断をさせていただきます。)

6 身分・報酬等

南あわじ市会計年度任用職員となり、次の条件のとおりです。

- (1)報酬:月額157,935円、期末手当および勤勉手当
- (2) 保険等: 社会保険・雇用保険・労災保険に加入
- (3)協力隊員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の 規定及び南あわじ市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和2年3月31日規則 第22号)に基づき任用された会計年度任用職員とします。

ただし、法改正等により身分・報酬等の条件が変更される場合があります。

7 住居

市内で指定した住居を市が借り上げ、居住していただきます。

ただし、家賃は予算の範囲内(月額5万円上限)までとし、超える場合は個人 負担となります。また、転居にかかる費用や生活備品、光熱水費等は個人負担に なります。

8 勤務日・勤務時間・休日

- (1) 勤務日:週休2日(月、火曜日)を基本とします。
- (2) 勤務時間:午前8時30分から午後5時(週37.5時間)を基本としますが、 イベントへの参加等で変更となる場合は勤務時間の変更、または振 り替え休日対応とします。

9 応募手続

(1) 募集期間

令和6年5月1日(水)から令和6年5月31日(金)の間に南あわじ市役所 必着でメール、郵送または持参で受け付けます。ただし、平日(土・日曜日及び 祝日は除く)の午前9時00分から午後5時00分までとします。

(2) 提出書類

①採用候補者試験受験申込書

(市ホームページよりダウンロードしてください。)

- ②履歴書(市販のもので可。直筆、写真添付)
- ③住民票(個人):住所・氏名・生年月日・性別のわかるもの(都市地域等居住確認用)※本籍及びマイナンバーの記載は不要
- ④運転免許証の写し
- ⑤活動目標レポート (A4サイズ1枚程度で、書式自由)

「応募の動機」と「地域おこし協力隊員として活かしたい私の能力」のふたったテーマとして、あわせて 1,000 字程度でレポートを作成し提出してください。

- ⑥結果通知用封筒 [メールではなく郵送で結果通知を受け取りたい方] (長形3号の封筒に84円切手を貼り、申込者の氏名、送付先を明記してください。)
- ※提出された書類は返却をいたしません。

≪提出時の注意≫

※メールでの提出の場合は、件名を「南あわじ市地域おこし協力隊募集について」 とし、宛先に十分ご注意の上、募集期間内に送信してください。メール送信後 に、受信確認のため電話連絡をお願いします。③住民票については第2次選考 の際に、原本の提出をお願いいたします。

(3) 申し込み・お問い合わせ先

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市 産業建設部食の拠点推進課

TEL: 0799-43-5224 FAX: 0799-43-5343

メールアドレス: shoku@city. minamiawaji. hyogo. jp

※募集に関する質問は、別紙(質問書)によりファックスまたはメールにて 行ってください。電話での質問は受け付けませんのでご留意ください。

10 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員にメールまたは郵送にて通知をします。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、下記の日程で活動内容に関する現地説明会、農 畜水産物直売施設『美菜恋来屋』の見学、南あわじ市の産業について説明、 関係者との意見交換、現地確認等と、第2次選考(面接)を行います。

≪第2次選考概要(2泊3日)≫

令和6年6月13日(木)13:00集合 (於:『陸の港西淡』 待合室ロビー)

(午後)

活動内容に関する説明会 (於:市役所 会議室)

農畜水産物直売施設『美菜恋来屋』の現地見学

(於:『美菜恋来屋』)

【宿泊:慶野松原荘】

6月14日(金) 9:00集合 (於:慶野松原荘 ロビー)

(終日)

南あわじ市の産業(農業、漁業、畜産業等)について

説明、意見交換、現地確認等

【宿泊:慶野松原荘】

6月15日(十)9:00集合 (於:慶野松原荘 ロビー)

(午前) 個人面接 (於:市役所 会議室)

現地解散 (於:陸の港西淡 待合室ロビー)

- ※ 日程、内容等は一部変更になる場合がございます。なお、詳細について は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
- ※ 上記については、現地集合・現地解散とします。現地までの往復の交通 費や滞在中の飲食費等につきましては個人負担とします。

(※宿泊費等の滞在費は当市で負担します。)

11 その他

- (1) 日常生活では、買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。なお、自家用車等に係る費用は個人負担とします。
- (2) 応募に要する費用の一切は、応募者の負担とします。